営業を継続・再開する事業者の皆様へ

別紙１

「徹底した感染防止対策」のお願い

愛知県では、４月１０日に「愛知県緊急事態宣言」を発出し、医療関係者、県民・事業者の皆様の協力を得て、オール愛知で感染防止対策に取り組んでまいりました。

この結果、５月１４日、国の緊急事態宣言が解除されましたが、引き続き、感染防止対策の実施が必要であるため、県独自の緊急事態宣言に基づき、５月３１日まで緊急事態措置を継続しつつ、段階的に社会経済活動のレベルを上げていくため、事業者の皆様への休業要請についても、徹底した感染防止対策の実施を前提に、順次、緩和することといたしました。

今回、まずは、これまでにクラスターの発生が見られない施設について、休業要請を解除いたしましたが、再度の感染拡大を防止するためには、営業の継続・再開時に、緊急事態措置でお示しした「三つの密」の徹底的な回避や、人と人との距離の確保を始め「緩和施設で講じるべき感染防止対策」を実施していただくことが不可欠です。

このため、個別施設ごとの対策に際しては、国が公表している業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」等を活用し、あらゆるリスクに備え、感染防止対策に万全を期していただくようお願いいたします。

なお、これまでにクラスターが発生しているような施設や「三つの密」がある施設については、今暫くの間、休業協力をお願いいたします。

愛知県では、今後とも、県民の皆様の命を守り、安心な日常生活と活力ある社会経済活動を取り戻していくことができるよう、全力で取り組んでまいりますので、事業者の皆様におかれましても、引き続き、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

２０２０年 ５月１８日

愛知県知事　大　村　秀　章